

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 53 年 3 月まで

私は、申立期間直前の昭和 51 年 11 月に結婚し、夫が経営していた会社の手伝いをしていた。申立期間当時、国民年金保険料の納付は義務と考え、申立期間の保険料は、私が銀行の窓口で納付した記憶があるので、夫の保険料だけが納付済みになっていることに納得できない。

申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 16 か月と比較的短期間である上、申立期間以外の国民年金被保険者期間に未納は無く、昭和 63 年度以降は付加年金にも加入していることなどから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人は、昭和 51 年 12 月 20 日に国民年金被保険者資格を再取得しているところ、当該再取得の届出は 53 年 6 月 29 日に行われたことが確認できることから、その時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

さらに、A 市は、国民年金被保険者資格を遡って取得したことにより、過年度保険料の納付が可能である場合には、社会保険事務所（当時）に過年度納付書の発行を依頼するなどの措置を講じていたとしていることから、申立人に対しても申立期間に係る過年度納付書が発行された可能性が高く、過年度納付書が発行されていたとすれば、納付意識の高い申立人が申立期間のみを未納のままにしていたとは考え難い。

加えて、申立人及びその夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名

簿)によると、申立期間の夫の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間後の保険料は、夫婦共に納付日が同一となっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和36年5月15日、資格喪失日に係る記録を同年12月27日とし、申立期間の標準報酬月額を同年5月から同年8月までは1万円、同年9月から同年11月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月15日から同年12月27日まで

私は、昭和36年5月15日から同年12月26日まで、船主であるB市のA氏所有の船舶Cに、長兄のD氏（甲板員）と一緒に無線通信士として乗船し、E漁に引き続きF漁に従事した。

船舶Cは、私が船員として初めて乗り組んだ船舶であったが、その後の8人の船員保険適用船舶所有者の船舶に無線通信士として雇入れされた期間は、おおむね船員手帳どおりの船員保険加入期間となっている。

船員手帳の雇入れから雇止めまでの期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の所持する船員手帳の記録及び船長等複数の同僚の証言により、申立人が船員保険適用船舶所有者であるA氏が所有する船舶Cに乗船していたことが認められる。

また、申立人の当該船舶での職務は通信士であったところ、複数の元同僚が、「申立人は、申立人の長兄と一緒に乗船した。長兄に船員保険の記録があるのであれば、申立人も船員保険に加入していたはずである。」旨証言している。

さらに、申立人、船長及び元同僚が申立期間当時、船舶Cに乗船したとして名前を挙げている者については、上記船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、全員が申立期間に船員保険に加入していることが確認できる。

加えて、上記船員保険被保険者名簿から、申立期間に船舶Cに乗船し船員保険に加入していたと推認される者は、中学を卒業したばかりの見習甲板員を含め、E漁期において43人、F漁期において32人確認できるところ、当該人数は、各漁期における乗組員数とほぼ一致することから、当該船舶においては乗組員全員を船員保険に加入させていたことがうかがわれ、通信士である申立人が船員保険に加入していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る船員保険料を当該船舶所有者により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船舶Cにおける船員保険被保険者名簿の同僚の記録から、昭和36年5月から同年8月までは1万円、同年9月から同年11月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の当該船舶所有者による納付義務の履行については、当該船舶所有者は既に亡くなっているため後を継いだ者に照会したところ、回答が得られなかったが、仮に、船舶所有者から申立人に係る船員保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、船舶所有者から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、船舶所有者は、申立人に係る昭和36年5月から同年11月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私は、D県E市にあったA社B事業所に採用されたが、F県G村にH事業所が設立された後にC株式会社H事業所に異動となった。

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、B事業所とH事業所の厚生年金保険被保険者記録の間に挟まれた申立期間の記録が無かった。

継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、昭和44年7月31日にB事業所における被保険者資格を喪失し、H事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間は被保険者期間となっていない。

しかしながら、申立人を知っているとしている複数の同僚は、「申立人は申立期間前後においてH事業所で継続して勤務しており、勤務形態や業務内容に変更は無かった。」と証言している。

また、C株式会社の現在の事務担当者は、「申立人はH事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和44年8月1日と同日にB事業所において資格を喪失しなければならなかった。」と回答していることから、申立人は、申立期間以前から継続してH事業所に勤務していたことが認め

られる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B事業所に係る資格喪失日を昭和44年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB事業所における昭和44年6月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和45年2月20日にA株式会社に入社し、49年8月1日付けでB株式会社に転勤した。

国の厚生年金保険の被保険者記録では、昭和49年7月が未加入期間とされているが、グループ会社である両事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元所属長及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人と近似する日に申立人と同様にA株式会社からB株式会社に異動した同僚は、「A株式会社は、月末締めなので、月末の転勤発令は考えにくく、月の初めか1日付けになると思う。」と述べている上、年金記録確認C地方第三者委員会のあっせんにより記録訂正されたB株式会社に係るグループ会社間の転勤事案においても、複数の同僚及び総務担当者は、「B株式会社のグループ会社内では、従業員は1日付けで異動することが多かった。月末に異動することは考え難い。」と証

言していることから、申立人のA株式会社における資格喪失日は、B株式会社における資格取得日と同日の昭和49年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格喪失時の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和49年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 62 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 59 万円とされているが、申立人の A 事業所における申立期間に係る標準報酬月額は、62 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 62 万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

平成 14 年 1 月に標準報酬月額の随時改定が行われ、給与から当該改定後の厚生年金保険料が控除されていたが、年金事務所の記録は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当するとして年金給付を行わない記録となっているので、年金給付が行われるように訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 11 月 22 日に 59 万円から 62 万円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額（59 万円）とされている。

このことについて、申立人は、B 厚生年金基金に対し、厚生年金基金に係る給付の請求をした際、「当基金と日本年金機構の管理する標準報酬月額に相違があるため、裁定できない。」と回答されたため、A 事業所に相談したとしているところ、同事業所は、年金事務所に相談し、申立人を含む 4 名の平成 14 年 1 月改定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」を 24 年 10 月 19 日に提出した旨回答している。

しかしながら、A事業所が加入するB厚生年金基金の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が62万円となっていることが確認できる上、同基金は、申立人の申立期間に係る「厚生年金基金加入員給与月額変更届」を平成14年4月9日に受け付けており、同事業所及び同基金は、同基金及び社会保険事務所（当時）に提出する届出書類は複写式の様式を使用していたとしている。

また、A事業所は、申立人に係る賃金台帳等はないが、申立期間については、当該随時改定後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（62万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 41 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされているが、申立人の A 事業所における申立期間に係る標準報酬月額は、41 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 41 万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

平成 14 年 1 月に標準報酬月額の随時改定が行われ、給与から当該改定後の厚生年金保険料が控除されていたが、年金事務所の記録は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当するとして年金給付を行わない記録となっているので、年金給付が行われるように訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、34 万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 11 月 22 日に 34 万円から 41 万円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額（34 万円）とされている。

このことについて、A 事業所は、当委員会に申立人と同時に申立てを行っているその同僚からの相談を契機に、申立人についても、当該同僚と同様に申立期間に係る標準報酬月額の誤りが判明したことから、年金事務所に相談し、申立人を含む 4 名の平成 14 年 1 月改定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」を 24 年 10 月 19 日に提出した旨回答している。

しかしながら、A事業所が加入するB厚生年金基金の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が41万円となっていることが確認できる上、同基金は、申立人の申立期間に係る「厚生年金基金加入員給与月額変更届」を平成14年4月9日に受け付けており、同事業所及び同基金は、同基金及び社会保険事務所（当時）に提出する届出書類は複写式の様式を使用していたとしている。

また、A事業所は、申立人に係る賃金台帳等はないが、申立期間について、当該随時改定後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（41万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 50 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 44 万円とされているが、申立人の A 事業所における申立期間に係る標準報酬月額は、50 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

平成 14 年 1 月に標準報酬月額の随時改定が行われ、給与から当該改定後の厚生年金保険料が控除されていたが、年金事務所の記録は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当するとして年金給付を行わない記録となっているので、年金給付が行われるように訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、44 万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 11 月 22 日に 44 万円から 50 万円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額（44 万円）とされている。

このことについて、A 事業所は、当委員会に申立人と同時に申立てを行っているその同僚からの相談を契機に、申立人についても、当該同僚と同様に申立期間に係る標準報酬月額の誤りが判明したことから、年金事務所に相談し、申立人を含む 4 名の平成 14 年 1 月改定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」を 24 年 10 月 19 日に提出した旨回答している。

しかしながら、A事業所が加入するB厚生年金基金の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が50万円となっていることが確認できる上、同基金は、申立人の申立期間に係る「厚生年金基金加入員給与月額変更届」を平成14年4月9日に受け付けており、同事業所及び同基金は、同基金及び社会保険事務所（当時）に提出する届出書類は複写式の様式を使用していたとしている。

また、A事業所は、申立人に係る賃金台帳等はないが、申立期間について、当該随時改定後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 41 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 36 万円とされているが、申立人の A 事業所における申立期間に係る標準報酬月額は、41 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 41 万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

平成 14 年 1 月に標準報酬月額の随時改定が行われ、給与から当該改定後の厚生年金保険料が控除されていたが、年金事務所の記録は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当するとして年金給付を行わない記録となっているので、年金給付が行われるように訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、36 万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 11 月 22 日に 36 万円から 41 万円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額（36 万円）とされている。

このことについて、A 事業所は、当委員会に申立人と同時に申立てを行っているその同僚からの相談を契機に、申立人についても、当該同僚と同様に申立期間に係る標準報酬月額の誤りが判明したことから、年金事務所に相談し、申立人を含む 4 名の平成 14 年 1 月改定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」を 24 年 10 月 19 日に提出した旨回答している。

しかしながら、A事業所が加入するB厚生年金基金の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が41万円となっていることが確認できる上、同基金は、申立人の申立期間に係る「厚生年金基金加入員給与月額変更届」を平成14年4月9日に受け付けており、同事業所及び同基金は、同基金及び社会保険事務所（当時）に提出する届出書類は複写式の様式を使用していたとしている。

また、A事業所は、申立人に係る賃金台帳等はないが、申立期間について、当該随時改定後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（41万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月及び同年6月

申立期間の国民年金保険料は、納付書が送付されてこなかったため納付できなかった。納付書が送付されてきていれば納付することができたと思う。また、申立期間当時、保険料免除の申請手続きもしていたと思う。そのことをはっきりさせたいと思っているので、調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、平成5年5月4日に国民年金被保険者資格を取得しているが、その入力処理は10年4月22日になされた記録となっていることから、この頃に加入手続が行われ、5年5月4日に遡って被保険者資格を取得したことが推認できる。このため、国民年金の加入手続が行われた時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間となっており、納付書が送付されることは無かったと考えられる。

また、申立人の平成9年5月の国民年金保険料が10年4月17日に納付されていることが確認できるところ、前述のとおり、申立人の国民年金の加入手続は同年4月に行われたとみられることから、この時点で納付可能な期間の保険料を納付したものと推認される。

さらに、申立人は、「申立期間当時、保険料免除の申請手続きもしていたと思う。」と申し立てているが、加入手続が行われた時点で、申立期間の保険料免除申請を遡って行うことはできない上、申立期間当時に免除申請が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月1日から28年9月1日まで  
② 昭和41年4月1日から同年6月4日まで

年金記録を確認したところ、A事業所にB職員として勤務していた申立期間①、及びC事業所にD部署のB職員として勤務していた申立期間②の厚生年金保険の記録が無かった。

どちらの期間も、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、E県F郡G村（現在は、H町）の職員としてA事業所に勤務していたと主張しているところ、H町の回答、同町から提出された「I村に係る記録」における記述、及び申立期間の一部に同事業所に勤務していたとされるJ職員の証言から、申立期間当時、同事業所はG村に存在していたことが確認できる。

しかしながら、H町は、昭和30年3月31日にG村がK村（当時）と合併してI村（当時）となる前の人事記録等の資料は保管しておらず、申立人がG村職員であったかは不明と回答している。

また、オンライン記録によると、G村役場（当時）、A事業所及び類似する名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、「I村に係る記録」における記述及び上記J職員の証言から、申立期間当時、A事業所は、L組合（当時）が運営していたと推認できるところ、オンライン記録及び同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同組合は、昭和29年6月1日から34年1月1日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間において適用

事業所であったことは確認できない。

さらに、L組合を承継したM組合は、申立期間当時の資料は無く、A事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明としている。

加えて、上記J職員は、申立人のことを覚えておらず、A事業所における厚生年金保険及び他の年金制度の取扱いについても不明と回答している上、申立人が同事業所の事務担当者として記憶している姓の者についても、L組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に同姓の者が複数確認できるが、死亡しているか又は未統合記録であるため照会できず、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C事業所を管理運営するN組合連合会は、当時、同事業所はO共済が管掌するP年金の加入団体であったとしている。

しかしながら、O共済から提供された申立人に係るP年金加入記録等の資料によれば、申立人は、申立期間前後にN組合連合会が管理運営する複数の事業所でのP年金への加入記録は確認できるものの、C事業所においてP年金に加入していたことを確認できる記録は見当たらない。

また、申立人は、C事業所の正規職員であったと主張しているところ、N組合連合会は、同事業所における申立人の勤務実態及びP年金への加入状況を確認できる資料が無く不明としている。

さらに、申立期間②においてC事業所に係るP年金の加入記録がある者のうち住所が判明した6名に照会したところ、3名から回答があったが、いずれも申立人を知らないとしており、ほかに申立人の申立期間に係るP年金の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、申立期間当時、C事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

なお、申立人は、当時の同僚の氏名は記憶していないと述べており、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。